

第 107 回定例記者レク概要

名城大学コンプライアンス研究センター長 郷原 信郎

柳田法務大臣が大変なことになっていまして、私もこの場でも言ったように、例の「検察のあり方検討会議」に私が加わることになった経過の中でも、柳田大臣と直接話もしましたし、私なりに、少なくとも「検察のあり方検討会議」については、検察の抜本改革に結びつけようという意欲を感じていたので、今、地元の講演での発言をめぐって大変な事態に追い込まれて、問責決議案が出て、場合によっては辞任にも追い込まれかねない状況になっているのは非常に残念ですが、私の個人的な思いは別として、法務大臣としての職責の問題——柳田大臣が言っているところの2つの答弁が、法律的にどう位置づけられ、どう考えたらいいかというところを客観的に考えてみたいと思います。その上で今回の発言をどう見るのかについて私なりにコメントしてみたいと思います。

まず、今回の柳田大臣の発言の中身、一番詳しくあったのが読売新聞の記事で一番最初から書いてあります。「法務大臣とって、要するに驚いた。自分が一番理解できなかったのが私です」と。「20年近い間、私は法務関係は1回もふれたことがない。ふれたことがない私が、法務大臣になるので多くの皆様から激励と心配をいただいた」というところから始まっています。「そもそも、自分は法務大臣として特別の法的な素養とか、それまでの活動とか、法務関係の活動もやってきていないので、まったくゼロからの出発だということではびっくりした」と言った上で、「法相とほいいですね、2つ覚えておけばいいんですから」。この2つの「個別の事案についてはお答えを差し控えます」と「法と証拠に基づいて適切にやっております」、この2つの言葉をいつも言うておけばいくらでも答弁は乗り切れる。だから私のような者でも務まるという、半ば自分を卑下したような言い方をしているように見えます。その点が問題にされているわけです。

こんなものは適当に言うておけばいいのだと。この2つの言葉でごまかしておけばいいんだ、そういう趣旨の発言で国会での答弁を軽視したということが問題にされていますが、その後こういうことを言うています。「何回使ったことか。使う度に野党から責められ、怒られている。ただ、法務大臣が法を冒してしゃべることはできないという当たり前の話。私は法を守って答弁している」、ということをや最後に言うていているわけです。問題は、言いたいことはどっちの方向なのかということですが、法律上はいずれにしても仕方ないということになっている、こういう言い方しかできないんだ、という客観的な事実を述べているだけ、ということであれば、これは別にこれまでの歴代の法務大臣も、ほとんど個別具体的な事件についてはそういう答弁をしてきたわけだし、別に変わったことを言うていてもいいわけです。

そのことをどう受け止めて、どうしようとしているかというところが問題だと思います。

そういうことで済むから楽なもんだ、ラッキーという感じで言っているのであれば、確かに国会軽視という話になると思います。法律上は、そういうことで仕方がないということで今までやってきたけども、でも、本当にそれでいいんだろうか。もうちょっと答える余地があるのではないかということを考えてみたけども、今のところはとりあえず仕方がないということになっている、というところで止まっていることであれば、今の参議院の予算委員会などでいろいろ質問受けたのに対して、今後は真摯に答える、誠意を持って答えるということの意味も、今まではこうだったけどもこれからはもう少し踏み込んで答えますという意味になるわけです。それだったら、それではどういう答えをするのか。今までとは違う答弁に期待してみようということになってもいいと思いますが、どうもそのへんがよく見えてこない。

言い方が不真面目だった、言い方が悪かっただけであれば本質的な問題ではありません。謝罪し、こういうふざけた言い方をするのはやめて、まじめに、誠実にやりますよ。しかし、結局、答えられることというのは同じです、ということなんだとすると、法務大臣の発言の仕方、発言の態度、言葉の選び方というビヘイビアの問題になってしまう。そういうことだとすると、そんなに大した話ではないと思います、それだけであれば。もう少しまじめにやれよと。お灸をすえて終わる話ではないかと思えます。

むしろ、ここで重要なことは、今言った、法務大臣というのは、どういう発言が個別具体的な事案についてできるのか。そして、検察のことについて法と証拠に基づいて適切にやっています、と今まで言ってきた言葉を法務大臣が。今こういう状況のときに言っているのかという問題です。検察がやっていることがでたらめだったということが問題になって、検察のあり方検討会議まで立ち上げて抜本改革をしようとしているわけだから、「適切にやっております」という、これまでの一般論を言っているのかということです。むしろ適切にやるべき立場にある、しかしながら、検察が本当に適切にやっているのかどうか、私も注意を持って、これからもいろいろな観点からチェックしていきたい。それは、きちんと報告を受けるべきときには報告を受けて、法務大臣として適切に対応していきたいと言えればいいわけです。今までの法務大臣であれば「適切に処理されている」でよかったかもしれないけども、今の状況で柳田大臣が答えることとして、これだけでは足りない、それ以上に中身のある答弁をすべきだという認識を持っているということじゃないといけないと私は思うし、そうであってほしいです。

だからそこで、法的に、法務大臣というのはどこまで答弁できるのかというの、個別具体的な事案についての答弁の仕方についても、改めて法的にはどういう制約があるのかということを考えてみないといけないと思います。まず、法的な制約ということからすると、1つは、刑訴法47条で、第1回公判前は訴訟に関する書類は公開してはならないとされている。これによって、基本的に具体的な刑事事件に関する証拠は一切国会で要求されても出してこなかったし、そしてそこに書いてあるような具体的な事件の事実関係だとか、そういうことは一切国会では答えてこなかった。そういう意味で、刑訴法47条を背景に

して、個別具体的な事案については答弁を差し控えますということを書いてきた。これが1つの法的な制約です。

もう1つは、捜査中の事件に関しては、検察庁法14条ただし書きの法務大臣の指揮権との関係があると思います。もし捜査中の事件について、法務大臣がこの事件はこういう事件だというコメントをしたとしたら、こういう事件として処理すべきだということを示唆することになります。それは、指揮権を持って、指揮権という検察の具体的な刑事事件について、検事総長を通じて指揮をする権限を持っている法務大臣として、捜査中の事件について、事件の中身を示唆する発言をするのは、法務大臣が意図しない形で事実上指揮権を発動したような効果を生じさせて適切でないということが言えると思います。大まかに言うと、この2つが法的な制約なのかなと思います。

今まではそれを全部十把一絡げにして答弁を差し控えますということに済ませてきたわけですが、それ以上に何か言う余地はないのかどうか。ここが問題だと思います。私は、法的には、まず47条の問題は、公益上の理由があるときには但書で除外されていますから、ここが当然問題になるわけです。公益上の理由があつて、第1回公判前でも、もちろん第1回公判後でも、具体的な事件の事実関係について、ある程度それを公開することが47条によっても許される場合も当然あると思います。ここは、十分に検討すべき点ではないかと思います。『思考停止社会』という去年の2月に出した本の中で、ライブドア事件に関して、粉飾決算によって損害を被った株主からの損害賠償請求の民事事件の判決で、裁判所は、検察官には捜査中の事件について公表を行う権限があるという見解を示したということを書いています。要するに、まだ全然捜査に着手もしていない、粉飾決算の事実を最初の強制捜査着手の2日後に新聞が報じた。それが検察官側からの公表によるものと認定をして、それが検察官の権限によるものとしたんですね。これは従来の法務・検察当局の47条の解釈からするとあり得ないわけです。しかし、現に裁判所がそういう見解を出している、地裁が。高裁もほとんどその判断を踏襲しているわけです。そうすると、検察官は一定の場合には、何らかの具体的な事件についての公表を行う権限があるという見解もあり得るわけです。

だとすると、法務大臣としても、国民が大変強い関心を持っていて、社会的に重要な事実について、どこまで国会で明らかにできるかということを実際に検討してみようという話になってもおかしくないわけです。それを最初から、そんなことはやりませんよ。やらなくていいんです、ということでは困るわけです。ですから、柳田大臣はもともと法務問題についてはゼロからの出発だったから、就任したときはそういうことではなかったかもしれないけども、いろいろな人に話を聞いたりして勉強して、これからもっと踏み込んだ答弁をしていこうということであれば、私はそれはそれで十分評価できることだと思います。問題は、今、柳田大臣が、今後真摯に答弁する、と言っていることの意味です。単に、答弁の仕方をまじめにやりますということであれば、今の状況における法務大臣の答弁の仕方として不十分だと思います。今後にかかっていると思います。

そう考えると、こういう発言をしたこと自体、客観的に見てそんなに重大な発言だと思えないです。発言の仕方が、ちょっと自分自身を揶揄するような表現で、法務大臣としてもうちょっとしっかりしろよというような感じはするけども、客観的な中身として、そんなに問題発言をしたわけではない。ただ、こういうふうにして、今回この発言が問題にされて、それに対して大臣としてどういう姿勢で臨むのか。今後についてどういう答弁の仕方をしていくのかについて、前向きな姿勢をきちんと示していれば全然問題ないと思います。むしろそれを期待すべきだと思います。それがどうも、そういう趣旨の発言をしているとは思えない、そういう姿勢を明確にしているとは思えない、というところが非常に残念です。

そして、もう1つ、この問題について考えなければいけないことは、今まで刑事事件はすべて法と証拠に基づいて適正に処理されている、という決まり文句を繰り返してきたこと自体を考え直す必要があるということです。法務省という役所全体として、検察の権限行使についてのしっかりとしたチェックシステムを考えていこうという方向に持っていかなければいけない。それに関して、法務大臣がリーダーシップを発揮する方向で考えるいいチャンスだと思います。非常に大きな問題提起だと思います。瓢箪から駒というか、別に柳田大臣が意図してそういう問題提起をしたとは思いませんが、結果的にこの発言がこれだけ大きな問題になって、大臣辞任かどうかというところまでいっているとしたら、私はこの問題は、この2つの言葉の意味がどういうことなのかをじっくり考える契機にしなければいけないのではないかと思います。

そのことを、去年の9月に出した『検察の正義』という新書の62ページに書いています。「日本の検察の特徴は一言で言えば、刑事司法の正義を事実上独占してきたことだ。国会審議で法務省刑事局長が個別の事件に関して質問を受けたとき、個別の事件についての答弁は差し控えるという答弁に必ず付け加えるのが、『なお一般論として申し上げるが、すべての事件は法と証拠に基づいて適正に処理されている』』という言葉だ。ということを書いています。まさにそういうことです。検察が正義を独占してきた。刑事司法の正義を独占してきたことが端的に象徴されている重要な言葉です。だからこそ、あまり軽はずみに使ってほしくないというのが私の本音です。この言葉を、今、「検察の正義」に対する信頼が地に墮ちている状況においてどう扱っていくのかということを実際に考えてほしいということです。

それからもう1つのテーマです。尖閣ビデオ流出問題については、今週の火曜日に「守秘義務違反は問題の本質ではない」というタイトルの論考を、日経ビジネスオンラインに <http://business.nikkeibp.co.jp/article/topics/20101115/217088/>

久しぶりに出しました。私が、この中で言いたかったことの前半部分に書いていることは、この前の記者レクでここでお話したことです。あのときは、ファクトとコンテンツという言い方をしました。コンテンツという英語の言葉が適切かどうか自信がなかったので活字にする段階で、事実と情報素材という言葉に置き換えました。あくまで私は守秘義務違

反の問題は事実の問題であって、今回の流出したビデオの中に非公知の事実がどれだけ含まれていたかという問題。今のところ、私も全部を見たわけではありませんが、これだけこのビデオについて報道されているのに、非公知の事実というものが新たにビデオの中に含まれていて、それが流出したという話は全然出てきません。そういう意味で、もともと非公知の事実を漏洩するという守秘義務違反の問題としてはとらえにくいのではないかと。

それよりも、このビデオの流出の問題は、ビデオ映像というまさに人が見るとそれ自体が主観によっていろいろな受け止め方をされるので、映像という情報素材そのものが情報管理の対象になっていた。海上保安庁の組織内にとどめておくべきとされていたのに、それを外部に流出させた、YouTubeにアップするという手段で流出させた。そういう問題であって、それは守秘義務違反の問題とは別に、海上保安庁という組織でこういう情報素材をどう管理し、どう外部への流出を防いでいくのかという観点から考えなければいけないということが言いたかったわけです。

それに関して言うと、組織としての対応、そもそもこの情報素材を事件の摘発時に入手した段階から、組織としてどういう方針がとられてきたのかが問題になります。そこには政治も絡みます。外交上の判断も絡みます。そういうことも含めて、海上保安庁、そして海上保安庁が所属する国土交通省の最高責任者は国交大臣です。そういう行政組織が一体どういう判断をして、その判断に沿った情報管理が行われてきたのかどうか、そこが最大の問題だと思います。

そういう意味で言うと、今から思えば、こういうふうには外交上も非常に大きな影響を生ずる事件を刑事事件として摘発し、中国人船長を逮捕する方針で臨むのであれば、当初から情報素材としてのビデオは、相当厳重な管理をするのが当たり前です。一般的には、海上事案の摘発についてビデオを撮って、そのビデオ映像を研修教育などの目的にも活用するという扱いが行われているとしても、今回のように外交上、非常に微妙な問題であれば、それとは違った管理の仕方をしなければいけないし、それが外交に対しても責任を負っているトップとしての判断によって行われなければいけないのではないかと思います。それが全然行われていなくて、このビデオが一般の事件と同じように、研修教育用に編集されたり、海上保安大学校に送られたり、その後の過失だということですけど、海上保安庁内部の人間が、たくさんの人間が閲覧可能な状態に置かれた。そのことが問題であって、最終的にこの神戸海上保安部の海上保安官がYouTubeにアップした行為は、一番最後のアウトプット、結果に過ぎないと考えるべきだと思います。コンプライアンス的な観点からしたら、組織のあり方、コンプライアンス的な観点からすると私はそう考えます。

ですから、ここに責任論の観点から書きましたが、そういう意味で、中国人船長の通常逮捕が行われた。これは恐らく、それまでの政府のやり方と違うので、推測ですが、当時の国土交通省のトップであった前原大臣の強い意向が働いているのではないかと。そういう方針が当時の国交大臣の方針によるものだとすると、この段階で、この情報素材の管理についてしかるべき方針が示され、それが徹底されなければいけなかった。その指示がしつ

かり行われなかった。十分に行われてなかった。その方針が明確に示されなかったところに問題の根本がある。今回の問題を行政組織の問題ととらえ、神戸海上保安部の保安官が懲戒処分という行政上の処分の対象となるのであれば、一方で組織としての責任、組織のトップとしての責任を問われなければいけない。

そういう意味では、当時の国交大臣、前原大臣にも相応の責任があると考えています。それは、実際にこのビデオを流出させるという行為を行った神戸海上保安部の個人のルール違反行為、庁内の規定に違反する行為についての監督責任を負うべき馬淵大臣の責任と併せて問われなければいけない問題ではないかと思っています。

もう一つ、昨日の裁判員裁判のことがずいぶん報道で大きく取り上げられているのでそのことに触れておきたいと思います。昨日、裁判員裁判で初の死刑判決が出て、その際に裁判長が控訴を勧めるという発言をした。これをどう思うかということですが、そういう発言が肯定されるぐらいであれば、死刑求刑事件を裁判員裁判の対象にすることはやめるべきだと思います。意味がありません。私は、『思考停止社会』の中でも書きましたが、刑事司法への市民参加ということ自体は、司法というものを市民にとって開かれたものにし、司法のあり方を変えていくという面で方向としては望ましいものだと思いますが、なぜ刑事司法の市民参加の対象が、一番社会からはかけ離れた、典型的な犯罪そのものである死刑求刑事件、死刑・無期を法定刑に含む事件が対象にされなければいけないのか、ということはずっと問題にしてきました。それは、市民感覚で裁くような問題ではありません。私は、少なくとも死刑にするかどうかというところは、まず、職業裁判官が責任をもって判断すべきだと思います。アメリカの陪審でも死刑にするについては、陪審員全員の賛成がなければいけないということになっている州もあるようですが、それは、死刑にするぐらいだったら陪審員全員が賛成していないといけないということであって、陪審員が多数決でこいつは死刑にしてやれという判断で死刑にできるという話ではないです。しかもアメリカの場合は、陪審員裁判を選ぶか、職業裁判官の裁判を選ぶか選択権が被告人に与えられています。日本の裁判員制度とは全然違います。

そう考えたときに、もともと死刑とか無期が法定刑に含まれる事件を裁判員裁判の対象にすること自体に私は非常に問題があると思いますし、それは一方で、本来、職業裁判官が悩んで悩んで悩み抜いて、死刑にするかどうかの判断をすべきところを、市民にその責任の一端を負わせているという面において、私は、この裁判員制度には非常に問題があると思っています。その問題があるところがどうなっていくのか。この秋以降、どんどん死刑求刑事件が裁判員裁判の対象になってきましたけれども、これがどういうふうに社会で受け止められるのか、裁判員がどういうふうに受け止めるのか。これを注目したいと思っていました。

そうしたら、こともあろうに、その初めての死刑判決の事件で、誰が考えたことかわかりませんが、裁判員の人達が、恐らく死刑に処すべきかどうかということに悩みに悩み抜いた上で、最終的に多数決で死刑という判断になったのだと思います。その判決を言い

渡した裁判長が、判決の最後に「控訴を勧める」と付けくわえたことが大きく報じられています。最終的には控訴審で決めてもらえということで済ませてしまうんだったら、最初からやめた方がいいと思います。意味がありません。控訴審はどうやって判断するんですか。市民が、裁判員が死刑だと言っているものを、控訴審はどうやって判断するのか。どういう場合に量刑が著しく不当だと言えるのか。ある意味で、裁判員制度の非常に重大な欠陥が露呈した事件だと思います。

そしてちょうど同じ日に、昨日、鹿児島で2人殺しの事件について死刑の求刑があった。鹿児島の新聞記者からコメントを求められて、いろいろ中身を聞きましたが、この事件は犯行現場から採取された指紋がほとんど唯一の積極証拠。自白もなし。状況証拠らしきものもなし。それで、被告人は全面否認。求刑は死刑。裁判員がどう判断したらいいのか。20日間、評議の日程を取ってあるそうですが何を20日間評議したらいいのか。市民の感覚なんかこんなところで生かす余地があるのか。まったく疑問です。

だから、死刑求刑事件を裁判員裁判の対象にすることに問題があるわけです。この2つの事例は、裁判員制度の欠陥を端的に表すものだと思います。指紋の採取や鑑定が信用出来るのかどうか。そういう専門的なことを市民がどうやって判断するのか。専門的に指紋の採取がどういうふうに行われたのか、そしてその鑑定自体に、万が一にも間違いがないかどうかを、とことんプロフェッショナルの目で判断すべきだと思います。市民感覚で決めるべき問題ではありません。ということで私からは以上です。